

**改正**

令和3年3月31日規則第31号

令和3年8月12日規則第62号

川口市美容師法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び川口市美容の業を行う場合の衛生措置等に関する条例（平成29年条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設の届出書の様式)

**第2条** 省令第19条第1項の届出書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(開設の届出に係る事項の変更の届出書の様式)

**第3条** 省令第20条の届出書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(廃止の届出)

**第4条** 法第11条第2項の規定による廃止の届出は、様式第3号の届出書により行わなければならない。

(確認済書の交付)

**第5条** 市長は、法第12条の規定による確認をしたときは、様式第4号の確認済書を当該確認に係る美容所の開設者に交付するものとする。

(地位の承継の届出書の様式)

**第6条** 法第12条の2第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行わなければならない。

- (1) 省令第21条第1項の届出書 様式第5号
- (2) 省令第22条第1項の届出書 様式第6号
- (3) 省令第22条の2第1項の届出書 様式第7号

(出張美容の届出)

**第7条** 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第8号の届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(出張美容の届出に係る事項の変更の届出)

**第8条** 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、様式第9号の届出書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(出張美容の廃業の届出)

**第9条** 条例第7条第2項の規定による廃業の届出は、様式第10号の届出書により行わなければならない。

(出張美容に関する講習)

**第10条** 条例第8条に規定する美容師は、届出をした日から1年以内に第1回の同条に規定する講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。

2 条例第8条に規定する美容師は、前項の第1回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年8月12日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。